



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報 転入・転居等の届出の取り扱いについて



ターゲット 3.3

令和2年3月27日

郡山市市民部

市民課

担当：村上 成道

TEL：924-2131

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、住民異動届出窓口の混雑による感染リスク等を下げることが目的に、転入・転居等の届出の取り扱いについて、当面の緊急措置として、次のとおりといたします。

届出を急ぐ必要のない方は、混雑時を避け、来庁いただきますようお願いいたします。

1 対象となる住民異動届

- ・転入届
- ・転居届
- ・世帯変更届

2 取り扱い

住民異動届は、住民基本台帳法により、住み始めてから14日以内に行う必要がありますが、この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を理由に、届出期間を経過してしまった場合は、住民基本台帳法上の「正当な理由」があったものとみなし、受付いたします。

※ なお、混雑緩和のため、臨時窓口を開設しています。

実施期間：3月26日（木）～ 4月5日（日）

時間：平日 午後5時15分～午後7時

土日 午前8時30分～午後5時15分

場所：市民課（市役所西庁舎1階）

※ 市民課窓口の待ち人数がリアルタイムで確認できます。



<http://i-ban.com/koriyama/>